

判決年月日	平成 2 0 年 8 月 6 日	担当部	知的財産高等裁判所 第 4 部
事 件 番 号	平成19年（行ケ）第10332号		
○ 名称を「ガス供給マスク」とする発明に関し，合計 3 回にわたる手続補正をいずれも却下した上，手続補正前の発明について進歩性を欠くとした審決について，第 1 の手続補正を却下すべきであるとの判断が誤りであるとして，当該審決が取り消された事例			

(関連条文) 特許法17条の2第5項(平成6年法律第116号2条による改正前の特許法17条の2第4項), 36条6項2号, 17条の2第6項(同改正前の特許法17条の2第5項), 126条5項, 159条1項, 53条1項

1 事件類型: 拒絶査定不服審判に係る不成立審決に対する取消訴訟

2 特許請求の範囲の記載(請求項1)

(1) 本件第1補正前のもの

「使用者へガスを送り込むのに用いられるマスクであって、
チャンバ室を形成する形状に作られ、該チャンバ室を通じてガスが使用者の気道へ送り込まれるようにした顔面接触部と、

チャンバ室の壁と一体に形成され、加圧ガスをチャンバ室の内部へ供給するために、チャンバ室との接続部となるガス供給ポートと、

マスクを使用者に固定させる手段を具えており、

壁のガス供給ポートを含む部分の厚さが、当該部分に隣接するチャンバ室の壁領域の厚さよりも薄く形成され、それによって大きな可撓性を有するように作られており、接続されたガス供給ラインからの作用によるマスクのいかなる動きも、少なくともその一部は、ガス供給ポートを含む壁部分が撓むことによって吸収されるようにしていることを特徴とするマスク。」

(2) 本件第1補正に係るもの(下線部が補正箇所である。)

「使用者へガスを送り込むのに用いられるマスクであって、
チャンバ室を形成する形状に作られ、該チャンバ室を通じてガスが使用者の気道へ送り込まれるようにした顔面接触部と、

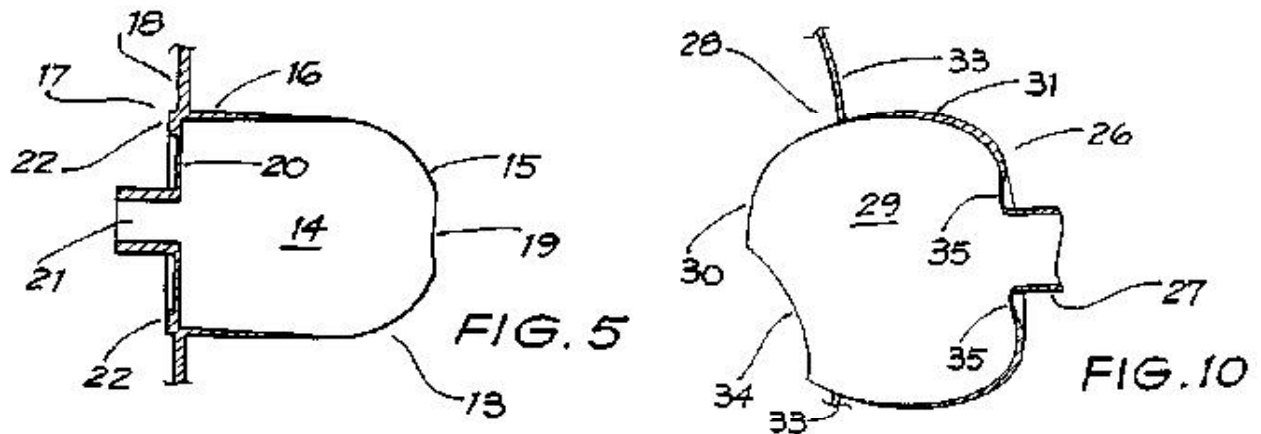
チャンバ室の壁と一体に形成され、加圧ガスをチャンバ室の内部へ供給するために、チャンバ室との接続部となるガス供給ポートと、

ガス供給ポートを囲んで含み周縁は顔面接触部に連結している環状壁部分(20)(35)と、

マスクを使用者に固定させる手段を具えており、

環状壁部分(20)(35)の厚さは、顔面接触部と同じオーダで、且つ顔面接触部の隣接部分よりも薄く形成され、それによって、ガス供給ポートに繋がっているガス供給ラインからの作用によりマスクへ及ぶ動きは、少なくともその一部は、環状壁部分が撓むことによって吸収されるようにしていることを特徴とするマスク。」

- 3 願書に添付された図5及び図10(「顔面接触部」は「13」及び「28」である。)
(第1実施例・図5) (第2実施例・図10)



4 審決の理由の要旨

(1)「本件第1補正は、『ガス供給ポートを囲んで含み周縁は顔面接触部に連結している環状壁部分(20)(35)』という補正事項(以下『補正事項1』という。)と『環状壁部分(20)(35)の厚さは、顔面接触部と同じオーダで、且つ顔面接触部の隣接部分よりも薄く形成され』という補正事項(以下『補正事項2』という。)を含むものである。

本願明細書には、環状壁部分(20)(35)の厚さは端部領域(15)(30)の厚さと同じオーダであること、及び、環状壁部分(20)(35)は後部領域(16)(31)よりも薄く形成されていることが記載されており、
・、これらの記載からみて、補正事項2に記載された『顔面接触部』は『端部領域(15)(30)』に相当し、『顔面接触部の隣接部分』は『後部領域(16)(31)』に相当するものと解することができる。

一方、補正事項1の『周縁は顔面接触部に連結している環状壁部分(20)(35)』なる記載は、『環状壁部分(20)(35)』の周縁が『顔面接触部』に連結していることを意味するものであるが、図5及び図10によれば、環状壁部分(20)(35)の周縁は、『後部領域(16)(31)』に連結しているものの、『端部領域(15)(30)』に連結していないことからみて、『顔面接触部』とは『後部領域(16)(31)』を意味するか、あるいは『後部領域(16)(31)』及び『端部領域(15)(30)』からなるものを意味するか、どちらかということになる。

そうすると、補正事項1と補正事項2とで、『顔面接触部』の意味が整合しておらず、本願第1補正発明における『顔面接触部』の意味が不明確であるから、本件第1補正は請求項1に係る発明を不明確なものにする補正といわざるをえない。

したがって、本件第1補正は、請求項の削除、特許請求の範囲の減縮、誤記の訂正、拒絶理由通知に係る拒絶の理由に示す事項についてする明りょうでない記載の釈明のいずれを目的とするものにも該当しない。」

(2)「なお、仮に、本件第1補正が特許請求の範囲の減縮を目的とするものであるとしても、上記のとおり、『顔面接触部』の意味が不明確であるから、本願は特許法36条6項2号の規定を満たしておらず、本願第1補正発明は、特許出願の際独立して特許を受けることができないものである。」

5 本判決の判断

本判決は、次の理由により、審決の上記判断は誤りであるとして、審決を取り消した（なお、上記図5及び図10以外の関係図面については、別紙参照）。

(1) 補正事項1及び2にいう「顔面接触部」及び同2にいう「顔面接触部の隣接部分」の各意義について

ア 本件第1補正に係る請求項の記載（甲11）

本件第1補正に係る請求項1及び2の記載は、次のとおりである。

「【請求項1】 （省略）

【請求項2】 使用者へガスを送り込むのに使用されるマスクであって、弾性材料からなり、チャンバ室を形成する形状に作られた顔面接触部を具え、該チャンバ室は、凸状端部領域を有し、該領域は、マスクの使用時、使用者の顔面に押しつけられて顔面の輪郭に倣うようになっており、端部領域には孔が開設され、該孔を通じてガスが使用者の気道へ送られるようになっており、チャンバ室の壁と一体に形成されたガス供給ポートを具えており、加圧ガスをチャンバ室の内部へ供給するために、前記ポートはチャンバ室との接続部となっており、ガス供給ポートを囲んで含み周縁はチャンバ室の壁に連結している環状壁部分(20)(35)と、マスクを使用者に固定される手段を具え、該手段によって、チャンバ室の端部領域が使用者の顔面的一部分を覆い、チャンバ室へ送り込まれたガスの作用を受けて被覆領域の輪郭を3次元的に密封できるようにしており、マスクの特徴とするところは、環状壁部分(20)(35)の厚さは、顔面接触部と同じオーダで且つ顔面接触部の隣接部分よりも薄く形成され、それによってガス供給ポートに繋がっているガス供給ラインからの作用によりマスクへ及ぶ動きは、少なくともその一部は、環状壁部分が撓むことによって吸収されるようにしていることにあるマスク。」

イ 本願第1補正に係る請求項の記載の意義

本件第1補正に係る請求項1の記載によれば、本願発明は、使用者が顔面にマスクを装着して使用することによりガスの供給を受けるマスクに係る発明であり、その構成要素は、顔面接触部、ガス供給ポート及びマスク固定手段から成るものである。顔面接触部はチャンバ室を形成する形状であり、チャンバ室の壁（すなわち、顔面接触部の壁）とガス供給ポートは一体に形成されること、そして、顔面接触部と一体形成されるガス供給ポートのうち、これを支える部分は環状壁部分とされ、環状壁部分の周縁部、すなわち環状をした外周部において顔面接触部と連結されること、以上の基本的な構成から成る本願のガス供給マスクを見ると、顔面接触部が形成するチャンバ室の壁及び環状壁部分により外界から遮断され、ガス供給ラインから供給されたガスは、ガス供給ポートからチャンバ室へ移動し、チャンバ室、すなわち顔面接触部から使用者に供給されることが明らかである。さらに本願発明の特定事項によれば、環状壁部分の厚さと顔面接触部の厚さが「同じオーダで」あり、かつ、環状壁部分の厚さは、環状壁部分に連結する顔面接触部のうち環状壁部分に隣接する部分の厚さよりも「薄く形成され（る）」ことが規定されており、この後者に規定された厚さの違いを設けることにより、本願発明の特徴的作用効果である「ガス供給ポートに繋がっているガス供給ラインからの作用によりマスクへ及ぶ動きは、少なくともその一部は、環状壁部分が撓むこ

とによって吸収される」との効果を奏するものであることが認められる。

補正事項 1 は、顔面接触部全体と、これと一体形成されるガス供給ポートとの関係を明確にするための補正であり、顔面接触部と連結するガス供給ポートを支える部分を環状壁部分と規定したものと認めることができる。また、補正事項 2 は、環状壁部分と顔面接触部の厚さの関係を「同じオーダー」と規定するとともに環状壁部分と顔面接触部のうち環状壁部分に隣接する部分の厚さの関係を、前者を後者よりも薄く形成するものと規定したものと認めることができる。なお、本件第 1 補正に係る請求項 1 の記載中には、上記「隣接部分」の範囲を規定する文言はないが、ここで問題とすべき点は環状壁部分の厚さを顔面接触部との関係で規定することであるから、上記の範囲を限定する必要はないものである。

審決は、補正事項 1 と同 2 における「顔面接触部」の意味が整合していないとするが、上記説示のとおり、補正事項 1 における「顔面接触部」は、顔面接触部全体と、ガス供給ポートを支える環状壁部分との関係を規定したものであるから「顔面接触部全体」を意味するものであることは明確である。また、補正事項 2 においては、上記説示のとおり、「顔面接触部」の内、環状壁部分に隣接した部分、すなわち、「顔面接触部」の一部である環状壁部分との「隣接部分」の厚さと環状壁部分の厚さの関係を、前者より後者を「薄く形成する」と規定したものであるから、ここにいう「顔面接触部の隣接部分」が「顔面接触部」の一部を意味することは明らかであり、したがって、両補正において「顔面接触部」の意味が整合していないとか、その意味が不明確であるということとはできない。

以上のように、本件第 1 補正に係る請求項 1 の記載のみから「顔面接触部」の意義について上記のとおり判断することが可能であり、その意義が不明確ということとはできないが、審決は、上記請求項 1 の記載に加えて本願明細書の発明の詳細な説明をも参酌した上で、上記のような判断に至ったものであるから、以下においては、念のため審決の手法に従って更に検討してみることとする。

ウ 本願明細書の記載（省略）

エ 本願図面の記載及びその説明（省略）

オ 補正事項 1 及び 2 にいう「顔面接触部」の意義について

(ア) 補正事項 1 及び 2 にいう「顔面接触部」に「端部領域(15)(30)」が含まれることについては、当事者間に争いがない。

(イ) そこで、請求項 1 及び 2、本願明細書及び本願図面の各記載に基づき、補正事項 1 及び 2 にいう「顔面接触部」に「後部領域(16)(31)」が含まれるか否かについて検討する。

a (a) 請求項 1 及び 2 の記載

請求項 1 及び 2 の記載については、次の各点を指摘することができる。

i 請求項 1 には、「チャンバ室を形成する形状に作られ、該チャンバ室を通じてガスを使用者の気道へ送り込まれるようにした顔面接触部」との記載がある。

i i 請求項 1 と同じく「チャンバ室を形成する形状に作られた顔面接触部」との記載がある請求項 2 には、「該チャンバ室は、凸状端部領域を有し」との発明特定事項があるのに対し、請求項 1 には、そのような発明特定事項がない。

(b) 訴外特許のマスクに係る本願明細書及び本願図面の記載

i 訴外特許のマスクについては、本願明細書に次の各記載があることを指摘することができる。

(i) 「このマスクは、・・・顔面と接触する部分が弾性・・・材料から作られ、風船状のチャンバ室が形成される形に作られている・・・マスクが着用者に装着されると、顔面接触部が着用者の顔面の領域を覆い、・・・密封する。・・・前述のマスクは、着用者の顔面に接触しない・・・シェル状剛性成形体に取り付けられて用いるか、又は該成形体と一体に用いられる。」

(ii) 「顔面接触部(10)は、弾性材料から形成され、普通は風船状チャンバ室を形成するように作られている。顔面接触部は、剛性のシェル状成形体(11)に取り付けられ・・・る。・・・マスクは使用者に装着され、顔面接触部(10)は使用者の顔の輪郭に沿って顔面を覆い、密封する。」

i i 本願明細書の記載により訴外特許のマスクに係る図面であると認められる図1 Aないし図1 Cについては、次の各点を指摘することができる。

(i) 図1 Aないし図1 Cにおいては、マスクのうち、着用者の顔面に当接する部分からシェル状成形体(11)に隣接する部分までの部材全体が「10」(顔面接触部)として図示されているものと理解することができる。

(ii) 図1 B及び図1 Cにおいては、「10」(顔面接触部)として示される部材の下部又は上部が、ガス供給ライン(12)の動きにより、シェル状成形体(11)に近接する部分から着用者の顔面に近接する部分までのほぼ全体にわたり、たわんでいる様子が図示されている。

(c) 本願明細書の「発明の開示」の記載

「発明の開示」として、本願明細書に次の各記載があることを指摘することができる。

i 「本発明は、・・・顔面接触部を具え、該接触部は、チャンバ室を構成するような形に作られ、該チャンバ室を通じて、ガスは使用者の気道・・・へ送られる。」

i i 「マスクの顔面接触部は、弾性材料から作られることが望ましい。また、チャンバ室には凸状端部領域・・・を形成することが望ましく、該領域は、マスクを使用する際、使用者の顔面に当接し、その顔の輪郭に倣うようになっている。」

i i i 「マスクの壁のガス供給ポートを含む部分の厚さは、それに隣接する部分の厚さよりも薄くすることが望ましい。これは、接続されたガス供給ラインが動いたとき、・・・マスクの本体部が着用者の顔に接触したときに生ずるマスクの移動量を最小にするためである。」

i v 「上記の要領でマスクを作ることにより、・・・従来のマスクと比べて、本発明のマスクの顔面接触部のいかなる動きも軽減される。」

(d) 第1実施例に係る本願明細書及び本願図面の記載

i 第1実施例については、本願明細書に次の各記載があることを指摘することができる。

(i) 「鼻マスクは、・・・弾性材料から形成される。マスクは、従来のマスクと同じように、風船状チャンバ室(14)を形成するように作られた顔面接触部(13)を有している。チャンバ室は、・・・凸状の端部領域(15)を有しており、この端部領域は、マスクの使用時、・・・使用者の鼻の形状に倣うようになっている。」

(ii) 「マスクの顔面接触部(13)の全体は、フランジ(17)と共に一体成形されて・・・いる。」

(iii) 「マスクは、接続されたガス供給ライン(23)・・・からの作用を受けてどのように動いても、その動きの少なくとも一部は、ガス供給ポートを含む壁部(20)の撓みによって吸収される。これを図示したものが図7A及び図7Bであり、ガス供給ライン(23)が動いたとき、ガス供給ラインとマスクの顔面接触部(13)との間の可撓性連結具がどのように動くかを示している。」

i i 第1実施例に係る図面である図2、図5及び図6並びに図7A及び図7Bについては、次の各点を指摘することができる。

(i) 図2(側面図)及び図5(断面図)には、チャンバ室(14)を形成する略円筒状の部分が「16」(後部領域)として示され、後部領域(16)は、その後部(顔面と反対の側。以下同じ。)において、フランジ(17)(突片(18)を構成する部分を含む。)に当接していること、チャンバ室を形成する略円錐台状の部分が「15」(端部領域)として示され、端部領域(15)は、後部領域(16)の前部(顔面側。以下同じ。)と連続し、後部領域(16)と併せて1つの部材を構成していることが図示されている。

そして、端部領域を示す符号である「15」及び後部領域を示す符号である「16」とは別に、顔面接触部を示す符号である「13」が記載されている。

(ii) 図6並びに図7A及び図7Bにおいては、マスクのうち、着用者の顔面に当接する部分から環状壁部分(20)に隣接する部分までの部材全体が「13」(顔面接触部)として図示されているものと理解することができる。

(iii) 図7A及び図7Bにおいては、上記i(iii)のとおり、ガス供給ライン(符号の記載は省略されている。)が動いたとき、ガス供給ラインとマスクの顔面接触部(13)との間の可撓性連結具(エルボー接続具(符号の記載は省略されている。))、ガス供給ポート(21)及び環状壁部分(20)がどのように動くかが図示されているほか、その際、着用者の顔面に当接する部分から環状壁部分(20)に隣接する部分までの部材(「13」(顔面接触部)の符号が付された部分)にたわみがみられないことが図示されている。

b 上記aのとおり、本願第1補正発明においては、「顔面接触部」が「チャンバ室を形成する形状に作られ(る)」ことをその構成としているものの、「顔面接触部」が「端部領域を有(する)」ことをその構成としておらず(なお、本願明細書上も、「チャンバ室には凸状端部領域・・・を形成することが望まし(い)」とされている。)、したがって、本願第1補正発明は、端部領域に相当する部分を有しないマスク(前部が凸状に突出した形状ではないマスク)を含むものといえ、その場合、被告が主張するように、顔面接触部が端部領域しか含まないのであれば、当該マスクには顔面接触部が存在しないこととなってしまう。

また、訴外特許のマスクについては、本願明細書及び図1Aないし図1Cの記載によれば、明らかに、「顔面接触部」が、着用者の顔面に当接する部分からシェル状成形体に隣接する部分までの部材全体を指すものと認められる。そして、同マスクにおいては、ガス供給ラインの動きにより、シェル状成形体に近接する部分から着用者の顔面に近接する部分までの下部又は上部が、そのほぼ全体にわたりたわむものとされているところ、本願第1補正発明は、訴外特許においてガス供給ラインが動いたときに生じるような「顔面接触部のいかなる動きも軽減(する)」ものであり、現に、

ガス供給ラインが動いたときの様子を示した第 1 実施例に係る図 7 A 及び図 7 B においては、着用者の顔面に当接する部分から環状壁部分(20)に隣接する部分までの部材(「13」(顔面接触部)の符号が付された部分)にたわみがみられない(したがって、このたわみのない部分が、「いかなる動きも軽減」される「顔面接触部」であると理解される。))。

さらに、第 1 実施例について、本願明細書には、「マスクの顔面接触部(13)の全体は、フランジ(17)と共に一体成形されてい・・・る。」との記載があり、「顔面接触部」の全体は、フランジ(17)に当接しているものと理解されるところ、同実施例に係る図 2 及び図 5 には、後部領域(16)が、その後部において、フランジ(17)(突片(18)を構成する部分を含む。)に当接し、端部領域(15)が、後部領域(16)の前部と連続し、後部領域(16)と併せて 1 つの部材を構成していることが図示されている。また、本願明細書には、「マスク・・・の動きの少なくとも一部は、・・・吸収される。これを図示したものが図 7 A 及び図 7 B であり、・・・ガス供給ラインとマスクの顔面接触部(13)との間の可撓性連結具がどのように動くかを示している。」との記載があるところ、図 7 A 及び図 7 B においては、同記載にいう「ガス供給ラインとマスクの顔面接触部(13)との間の可撓性連結具」であるエルボー接続具、ガス供給ポート(21)及び環状壁部分(20)が動く様子が図示されている(すなわち、そのような「可撓性連結具」である環状壁部分(20)は、「顔面接触部」に隣接するものと理解される。)。そして、同実施例に係る図 6 並びに図 7 A 及び図 7 B によれば、明らかに、「顔面接触部」が、着用者の顔面に当接する部分から環状壁部分(20)に隣接する部分までの部材全体を指すものと認められる。

以上に加え、「顔面接触部」との用語に対し、「端部領域」及び「後部領域」については、「領域」との用語が用いられていることをも併せ考慮すると、補正事項 1 及び 2 にいう「顔面接触部」は、顔面に当接する部分から環状壁部分に隣接し、又はフランジを介して隣接する部分までの部材全体(1 つの部材)を指し、顔面接触部に凸状の端部領域を設ける場合(請求項 2 の発明の場合)には、後部領域は顔面接触部の後部(第 1 実施例においては略円筒状の部分)、端部領域は顔面接触部の前部(同実施例においては略円錐台状の部分)をそれぞれ指すものと認めるのが相当である(すなわち、補正事項 1 及び 2 にいう「顔面接触部」には、「後部領域(16)(31)」が含まれるものと認められる。))。

カ 補正事項 2 にいう「顔面接触部の隣接部分」の意義について

補正事項 2 は、「環状壁部分(20)(35)の厚さは、顔面接触部と同じオーダで、且つ顔面接触部の隣接部分よりも薄く形成され」というものである。

そして、上記オにおいて認定したとおり、「顔面接触部」は、環状壁部分(20)(35)に隣接し、又はフランジを介して隣接しているものであるところ、本願明細書の記載によれば、フランジが、環状壁部分との厚さの比較が格別問題となる部材でないことは明らかであるから、補正事項 2 の上記文言に照らし、同補正事項にいう「顔面接触部の隣接部分」とは、顔面接触部中、環状壁部分(20)(35)に隣接し、又はフランジを介して隣接している部分である「後部領域(16)(31)の後部」を指すものと認めるのが相当である。

キ 補正事項 2 にいう「顔面接触部」及び「顔面接触部の隣接部分」の意義に係る審決の認定並

びにこれを補足する被告の主張について

審決は、本願明細書に、環状壁部分(20)(35)の厚さが端部領域(15)(30)の厚さと同じオーダーであり、環状壁部分(20)(35)は後部領域(16)(31)よりも薄く形成されているとの記載があることを根拠に、「補正事項2に記載された『顔面接触部』は『端部領域(15)(30)』に相当し、『顔面接触部の隣接部分』は『後部領域(16)(31)』に相当するもの」と認定した。

また、被告も、「原告が主張するとおり『顔面接触部』が『チャンバ室』と同義であるとする、『チャンバ室』の(壁の)厚さを特定することができず、また、『チャンバ室』の(壁の)厚さとの関係で『環状壁部分(20)(35)』の厚さを特定することができないことになる。すなわち、本願明細書の記載によれば、『環状壁部分(20)(35)』の厚さは0.8mm以下になるところ、補正事項2の前段(『環状壁部分(20)(35)の厚さは、顔面接触部と同じオーダーで』)によれば、『チャンバ室』の(壁の)厚さは、0.8mm以下となる一方、本願明細書の記載によれば、『チャンバ室の隣接部分』の厚さは、2.0mmとなる」旨主張する。

そこで、以下、この点について検討する。

(7) 補正事項2の記載

補正事項2の記載は、「環状壁部分(20)(35)の厚さは、顔面接触部と同じオーダーで、且つ顔面接触部の隣接部分よりも薄く形成され」というものである。

(イ) 本願明細書の記載(省略)

(ウ) 検討

a 補正事項2にいう「オーダー」(on the order of)とは、およその数量を表す用語であり、例えば、「1mmのオーダーである」とは、同単位程度、すなわち、数mm単位で表される程度の大きさであることを意味するものと理解される。

b 上記aに加え、前記オ及びカのとおり「顔面接触部」及び「顔面接触部の隣接部分」の各意義に照らせば、補正事項2は、要するに、「環状壁部分(20)(35)の厚さは、端部領域(15)(30)と後部領域(16)(31)を有する顔面接触部の厚さと同単位程度の厚さであり、かつ、後部領域(16)(31)の後部の厚さよりも小さい」との趣旨であるといえる。

c ところで、本願明細書には、要するに、次の各事項が記載されているものといえる。

(a) 環状壁部分(20)(35)の厚さは、後部領域(16)(31)の後部の厚さより小さい。

(b) 環状壁部分(20)の厚さは、端部領域(15)の厚さと同じオーダーであることが望ましく、環状壁部分(35)の厚さは、端部領域(30)の厚さと略同じである。

(c) 後部領域(16)(31)の厚さは、端部領域(15)(30)の厚さより大きい。

(d) 後部領域(16)(31)の厚さは、前部から後部に向かって大きくなっている。

(e) 後部領域(16)の平均厚さは、「2.0mmのオーダー」であり、後部領域(31)の平均厚さは、「1.5mm～3.5mmのオーダー」である。

(f) 端部領域(15)の厚さは、「0.8mm以下」が望ましく、「0.2mm以下のオーダー」が最も望ましい。端部領域(30)の厚さは、「0.2mm～0.8mmの範囲」である。

d そこで、上記cの数値を適用すると、端部領域(15)と後部領域(16)を有する顔面接触部の厚

さは、0.2 mm以下～2.0 mm超程度（「2.0 mmのオーダ」は、平均厚さであるから、平均厚さよりも大きいと認められる後部領域(16)の後部の厚さは、2.0 mm程度を上回る。以下、後部領域(31)の後部の厚さについて同じ。）、端部領域(30)と後部領域(31)を有する顔面接触部の厚さは、0.2 mm～3.5 mm超程度となり、環状壁部分(20)(35)の厚さがこれらと同単位程度であるとすると、環状壁部分(20)の厚さは、零点数mm以下～数mm程度、環状壁部分(35)の厚さは、零点数mm～数mm程度ということになる。

そうすると、環状壁部分(20)の厚さが後部領域(16)の後部の厚さ（2.0 mm超程度）より薄く、環状壁部分(35)の厚さが後部領域(31)の後部の厚さ（1.5 mm超～3.5 mm超程度）より薄いということは、何ら不合理なことではない。

e 以上によれば、補正事項2にいう「顔面接触部」及び「顔面接触部の隣接部分」の意義が前記オ及びカのとおりであるとしても、同補正事項の文言自体、何ら矛盾を含むものではなく、本願明細書の記載とも何ら矛盾するものではないから、上記審決の認定及び被告の主張は、失当であるといわざるを得ない。

(2) 本件第1補正を却下した審決の判断について

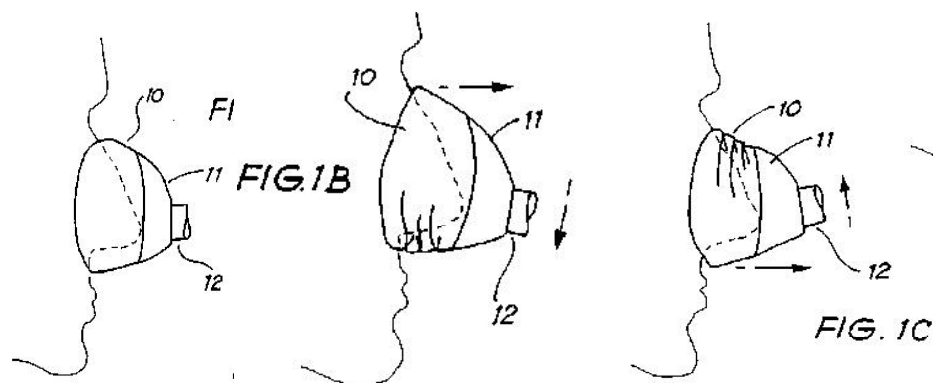
ア 審決は、「補正事項2に記載された『顔面接触部』は『端部領域(15)(30)』に相当し、『顔面接触部の隣接部分』は『後部領域(16)(31)』に相当するものと解することができるのに対し、補正事項1に記載された『顔面接触部』は、『後部領域(16)(31)』を意味するか、『後部領域(16)(31)』及び『端部領域(15)(30)』から成るものを意味するかのいずれかであるから、補正事項1に記載された『顔面接触部』と同2に記載された『顔面接触部』の意味が整合しておらず、したがって、本願第1補正発明における『顔面接触部』の意味は、不明確である。そうすると、本件第1補正は、請求項1に係る発明を不明確にする補正であって、特許法17条の2第4項所定の事項を目的とするものではない。仮に、本件第1補正が特許請求の範囲の減縮を目的とするものであるとしても、本願は、特許法36条6項2号に規定する要件を満たしていない。」旨説示して、本件第1補正を却下した。

イ しかしながら、補正事項1及び2に記載された「顔面接触部」が「顔面接触部全体（「端部領域(15)(30)」及び「後部領域(16)(31)」を含むもの）を指すことは、前記(1)イ及びオのとおりであるから、本願第1補正発明における「顔面接触部」の意義は明確であるといえる。

そうすると、本件第1補正を却下した審決の上記判断は誤りであるから、同補正を却下した結果、本願の請求項1に係る発明の要旨を、本件原補正後の請求項1の記載に基づいて認定した審決には、発明の要旨認定を誤った違法があるといわざるを得ない。

(別紙)

1 図1Aないし図1C(訴外特許のマスクが使用者に装着されたときの概略図)

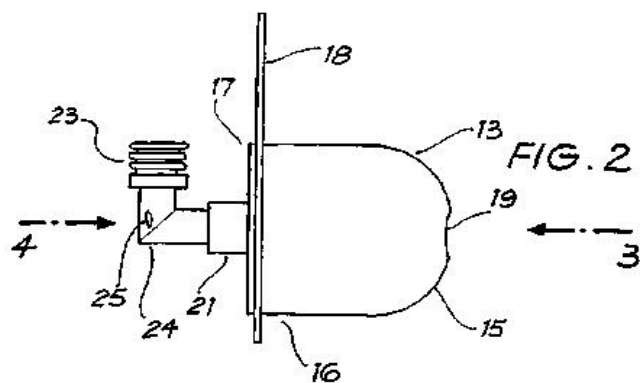


(図1A)

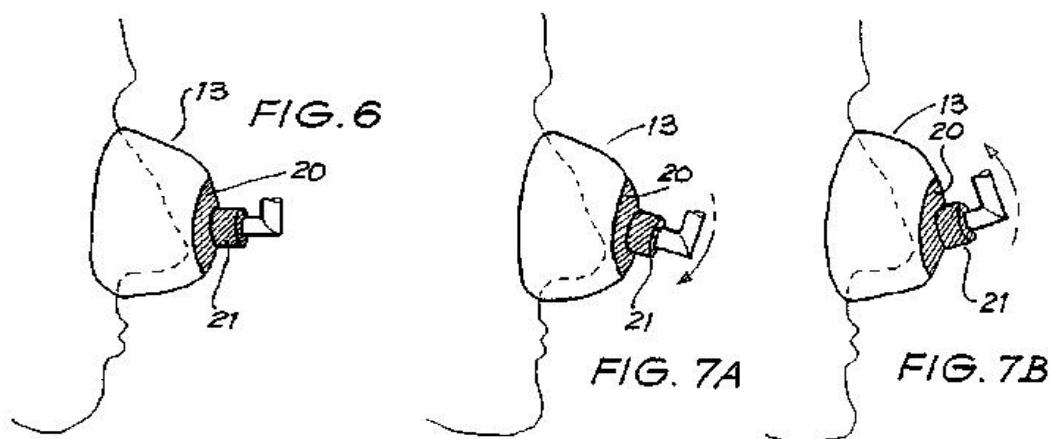
(図1B)

(図1C)

2 図2(第1実施例に係るマスクの側面図)



3 図6(図2ないし図5に示すマスクが利用者に装着される様子を説明した図)並びに図7A及び図7B(図2ないし図4に示すマスクの特徴部分を説明する図)



(図6)

(図7A)

(図7B)